

長野県地域医療介護総合確保基金事業（医療分野）補助金交付要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項の規定により県が策定した計画に基づき事業を実施することを目的として、交付対象者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、平成26年度医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金交付要綱（平成26年9月12日厚生労働省発医政0912第2号厚生労働事務次官通知別紙）、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知別紙）及び補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象事業等）

第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、事業の実施主体（以下「補助事業者」という。）、補助対象経費及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の額の算定方法）

第3 この補助金の額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、第3欄に基準額の定めのない事業については、第4欄に定める補助対象経費の実支出額を選定するものとする。
- (2) 第1号により選定された額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率等乗じて得た額の合計額を交付額とする。ただし、第5欄に掲げる補助率等が定額の事業については、第1号により選定された額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の範囲内で知事が必要と認めた額を交付額とする。

（交付の条件）

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上（民間団体にあつては30万円以上）の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまでの間、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならない。
- (8) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) 補助事業に係る証拠書類等の保存については、次のとおりとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (10) この補助金に係る対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (11) 補助事業者は、規則第3条に規定する申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあつては、この限りでない。この場合において、補助事業者は、次号の規定による報告をするものとする。
- (12) 前号ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。また、実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、長野県地域医療介護総合確保基金事業（医療分野）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第2号）により速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行なわなければならない。
- (13) 前号の報告があつた場合には、知事は当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがある。
- (14) 補助事業者は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には第1号から第12号に掲げる条件（この場合において第1号から第5号及び第11号中「知事」とあるのは「補助事業者」と、「県」とあるのは「補助事業者」、第11号中「様式第2号」とあるのは「補助事業者が定める様式」と読み替えるものとする。）を付さなければならない。
- (15) 第13号により付した条件に基づき補助事業者が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。
- (16) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があつた場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（交付申請書の様式等）

第5 規則第3条に規定する申請書は、長野県地域医療介護総合確保基金事業（医療分野）補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費所要額調（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 歳入歳出予算（見込）書の抄本
- (4) 補助対象区域の工事設計図及び工事内訳書（補助対象経費に施設整備費が含まれる場合に限る。）
- (5) 設備整備に係る事業の場合、補助対象医療機器等の見積書、カタログ及び設置場所を示す平面図（補助対象経費に設備整備費が含まれる場合に限る。）
- (6) その他参考となる書類

3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

（交付の決定）

第6 知事は、第5の申請があつたときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

（軽微な変更の範囲）

第7 第4第1号ただし書に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ、次に掲げる

いずれかの変更をいう。

- (1) 事業内容の著しい変更とならない場合
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内で増額又は減額する場合
- (3) 事業内容に変更が無く、入札減などやむを得ない事由により補助金額を20パーセントの範囲内で減額する場合

(変更の申請等)

第8 第4第1号本文、第2号及び第3号の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき
長野県地域医療介護総合確保基金事業（医療分野）内容変更承認申請書（様式第4号）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
長野県地域医療介護総合確保基金事業（医療分野）中止（廃止）承認申請書（様式第5号）
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき
長野県地域医療介護総合確保基金事業（医療分野）完了期間延長承認申請書（様式第6号）

(変更等の承認)

第9 知事は、第8各号の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事前着手)

第10 補助事業は、交付決定前に着手することはできないものとする。ただし、知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に該当する場合には、長野県地域医療介護総合確保基金事業（医療分野）事前着手届（様式第3号）を知事へ提出するものとする。

(交付申請の取下げ)

第11 規則第7条第1項の規定による交付申請の取下げは、長野県地域医療介護総合確保基金事業（医療分野）補助金交付申請取下書（様式第7号）を、当該補助金の交付決定を受けた日から15日以内に提出して行うものとする。

- 2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(実施状況の報告)

第12 補助事業を実施した者は、知事が指示したときは、長野県地域医療介護総合確保基金事業（医療分野）実施状況報告書（様式第8号）により、補助事業の実施状況を報告するものとする。

(実績報告)

第13 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、長野県地域医療介護総合確保基金事業（医療分野）実績報告書（様式第9号）によるものとする。

- 2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。
 - (1) 経費所要額精算書（別紙1）
 - (2) 事業実績報告書（別紙2）
 - (3) 歳入歳出決算（見込）書の抄本
 - (4) 契約書等支出証拠書類
 - (5) 検収調書の写し
 - (6) 補助事業完了後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示すこと。）、補助対象区域の工事設計図及び工事内訳書及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定による検査済証の写し（補助対象経費に施設整備費が含まれる場合に限る。）
 - (7) 設置場所を示す平面図（補助対象経費に設備整備費が含まれる場合に限る。）
 - (8) その他参考となる書類
- 3 前2項の書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(額の確定)

第14 第13の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第15 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、長野県地域医療介護総合確保基金事業（医療分野）補助金交付請求書（様式第10号）を提出するものとする。

(概算払)

第16 補助事業者が補助事業の円滑な遂行を図るため、知事が必要と認めるときは、交付決定額の100分の80の範囲内において、1回に限り補助金の概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、長野県地域医療介護総合確保基金事業（医療分野）補助金概算払請求書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

3 第1項の規定により補助金の概算払を受けている場合において、概算払を受けた額が第14の規定による補助金の額の確定額を超える場合は、その差額を返還しなければならない。

(申請書等の提出部数)

第17 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、1部とする。

(その他)

第18 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則（平成26年12月12日医第537号）

この要綱は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則（平成27年7月17日医第364号）

この要綱の一部改正は、平成27年度の補助金から適用する。

附 則（平成28年4月1日医第241号）

この要綱の一部改正は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則（平成29年8月29日医第323号）

この要綱の一部改正は、平成29年度の補助金から適用する。

附 則（平成30年8月23日医第278号）

この要綱の一部改正は、平成30年度の補助金から適用する。

附 則（令和元年11月18日医第470号）

この要綱の一部改正は、平成31年度の補助金から適用する。

附 則（令和2年10月20日医第287号）

この要綱の一部改正は、令和2年度の補助金から適用する。

附 則（令和3年2月24日医第515号）

この要綱の一部改正は、令和2年度の補助金から適用する。

附 則（令和3年3月16日医第559号）

この要綱の一部改正は、令和3年度の補助金から適用する。

附 則（令和4年4月1日医第46号）

この要綱の一部改正は、令和4年度の補助金から適用する。

附 則（令和4年8月5日医第214号）
この要綱の一部改正は、令和4年度の補助金から適用する。

附 則（令和4年10月12日医第363号）
この要綱の一部改正は、令和4年度の補助金から適用する。

附 則（令和5年7月24日医第185号）
この要綱の一部改正は、令和5年度の補助金から適用する。

附 則（令和6年6月21日医第144号）
この要綱の一部改正は、令和6年度の補助金から適用する。

(別表) (第2関係)

1 事業名	2 事業の実施主体	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率等
地域医療ネットワーク活用推進事業	医療機関の開設者 市町村 郡市医師会 知事が認める団体	21,390千円 (ただし、医療機関ごと個別に分散設置していたネットワークシステムを統合・集約し、サーバ等を共同設置することで、その統一性・安全性の向上、情報共有の利便向上等を図ろうとする事業に関しては、分散設置していた医療機関のうち共同設置を行うものの数に上記の額を乗じた額とする。)	ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備に要する経費	1/3以内
		—	システム参加に必要な情報参照端末等の整備に要する経費及び市町村等が行う同経費に対する助成に要する経費	1/3以内
歯科口腔保健医療機器整備事業	がん診療連携拠点病院や糖尿病を専門的に扱う拠点的病院及びそれに準ずる医療機関	(1) 歯科診療用ユニット 4,074千円 (2) 訪問歯科診療用ポータブルユニット 1,425千円 (3) パナラメントゲン撮影器 5,094千円 (4) 嚙下内視鏡VE 2,547千円 (5) 上記以外の機器 実支出額の範囲内で知事が必要と認めた額	歯科口腔保健医療機器の購入等に要する経費	1/3以内
病床機能分化・連携基盤整備事業	医療機関の開設者	施設・設備整備費の総額が600,000千円を超える事業であって知事が認めるもの 1か所当たり 423千円/㎡×入院医療に要するものとして知事が認めた面積	既存病床の回復期病床等への転換や、病床の削減を伴う施設改修・建替等に必要の施設・設備整備及び解体等に要する経費	1/3以内
		上記以外の事業 1か所当たり 600,000千円		
三次医療圏・脆弱二次医療圏体制強化事業	医療機関の開設者	—	医療提供体制が脆弱な医療圏に所在する医療機関の施設、医療機器等の整備に要する経費	1/3以内
		—	三次医療圏において中核的な役割を果たす医療機関の5疾病5事業に関する高度医療等を提供する体制を強化するための施設、医療機器等の整備に要する経費	1/3以内
地域型病院機能維持・強化支援事業	一般病床及び療養病床の合計許可病床数が200床未満の病院の開設者	—	地域包括ケア体制の要となる次の機能の維持・強化に必要な施設・設備整備に要する経費 ・急性期経過後の患者又は急性増悪した在宅患者の受入機能 ・リハビリテーション機能 ・長期療養患者の受入機能 ・看取り機能	1/3以内

病院機能分化解促進支援事業	一般病床及び療養病床の合計許可病床数が200床未満の病院の開設者	1か所当たり 500千円	広域的な機能を担う病院と連携し、地域における自院の役割等を発信する取組に要する経費（謝金、旅費、印刷製本費、会場使用料、通信費等）	1/2以内
がん診療施設設備整備事業	医療機関の開設者	1か所当たり 33,000千円	がん診療提供体制が脆弱な二次医療圏に所在する医療機関のがん診療機能強化のための施設整備及び医療機器整備に要する経費	1/3以内
在宅医療実施拠点整備事業	一般社団法人長野県医師会	—	郡市医師会と協同して行う、医療介護連携体制の構築等に係る事業に要する経費	定額
	一般社団法人長野県医師会	—	医療介護連携体制の構築等に要する経費（謝金、旅費、印刷製本費、会場使用料、通信費等）	1/2以内
	郡市医師会	—	医療介護連携体制の構築等に要する設備の整備に要する経費	1/3以内
在宅療養退院支援事業	病院の開設者	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1)人件費 1月1人当たり 200千円 (2)その他退院支援業務に要する経費 実支出額の範囲内で知事が必要と認めた額	在宅療養退院支援に必要な専任職員設置に要する経費（人件費（原則1名）、謝金、印刷費等）	1/2以内
		—		在宅療養退院支援に必要な施設及び設備の整備に要する経費
小児在宅医療連携事業	小児医療を専門的に扱う拠点病院又はそれに準ずる医療機関の開設者、知事が認める団体	—	他の医療機関等と協働して行う、小児在宅医療の連携体制整備に要する経費（人件費、謝金、旅費、印刷製本費、会場使用料、通信費等）	1/2以内
在宅医療推進協議会等設置運営支援事業	一般社団法人長野県医師会	—	在宅医療推進協議会等の運営に要する経費	定額
在宅医療普及啓発・人材育成研修事業	医療機関の開設者 知事が認める団体	—	在宅医療に関する広報活動及び医師や多職種に対する研修会開催等に要する経費（謝金、旅費、印刷製本費、会場使用料、通信費等）	1/2以内 又は定額
	一般社団法人長野県理学療法士会 一般社団法人長野県作業療法士会 公益社団法人長野県栄養士会	—	在宅医療に関する広報活動及び医師や多職種に対する研修会開催等に要する設備の整備に要する経費	1/3以内
訪問看護師育成・強化事業	開設5年以内の訪問看護ステーションの開設者	1人当たり 800千円	認定看護師教育機関が実施する次の認定看護師養成コースの受講に要する経費 皮膚・排泄ケア、緩和ケア、がん化学療法看護、がん性疼痛看護、訪問看護、感染管理、摂食・嚥下障害看護、認知症看護、脳卒中リハビリテーション看護	1/2以内
地域在宅歯科口腔医療実施拠点事業	郡市歯科医師会	次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。 (1)電話代 1月当たり 10千円 (2)消耗品費 1月当たり 10千円 (3)広告費（設置運営初年度のみ対象） 100千円 (4)その他連携拠点窓口の設置運営に要する経費 実支出額の範囲内で知事が必要と認めた額	在宅歯科口腔医療を推進するための連携拠点窓口の設置運営に要する経費	1/2以内
在宅歯科口腔保健医療研修事業	特定非営利活動法人長野県歯科衛生士会	—	在宅歯科口腔医療に関する多職種の人材育成を支援する研修会の開催に要する経費	定額
	医療機関の開設者 郡市歯科医師会	—		1/2以内
在宅歯科口腔医療設備整備事業	一般社団法人長野県歯科医師会 医療機関の開設者	(1)訪問歯科診療用ポータルユニット 1,425千円 (2)嚥下内視鏡VE 2,547千円 (3)上記以外の機器 実支出額の範囲内で	在宅歯科口腔医療機器の設備整備に要する経費	1/3以内

		知事が必要と認めた額		
薬剤師を活用した在宅医療推進研修等事業	一般社団法人長野県薬剤師会	—	薬剤師が在宅医療に参画するための研修会（在宅訪問薬剤管理指導研修会、多職種連携講習会等）及び関連する事業に要する経費	定額
在宅医療運営支援事業	一般社団法人長野県医師会	—	県医師会が行う在宅医療や看取りを実施している医療機関に対する助成事業に要する経費	定額
在宅医療設備整備事業	病院の開設者 訪問看護ステーションの開設者	1台当たり 1,527千円 (ただし、整備台数は2台を限度とする。)	訪問診療や訪問看護を実施するために必要な車両の整備に要する経費	1/3以内
		1か所当たり 3,057千円	訪問診療や訪問看護を実施するために必要な医療機器の整備に要する経費	1/3以内
		1か所当たり 4,584千円	訪問診療や訪問看護にかかる在宅患者の情報を共有するために必要な情報端末機器の整備に要する経費	1/3以内
認知症診断ネットワーク構築事業	医療機関の開設者	—	ITを活用した医師向け・介護支援者向けの認知症診断ツールの開発及び同ツールを活用した地域ネットワークの構築に要する経費	1/2以内
医科歯科連携研修事業	一般社団法人長野県歯科医師会	—	医科歯科連携に関する研修会、協議会の開催に要する経費	定額
歯科口腔医療関係者人材育成支援事業	一般社団法人長野県歯科医師会 特定非営利活動法人長野県歯科衛生士会 長野県歯科衛生士養成校協議会 歯科衛生士養成校 医療機関の開設者	—	歯科衛生士の確保、復職支援に関する研修会等の開催に要する経費	1/2以内 又は定額
薬剤師復職・就業支援事業	一般社団法人長野県薬剤師会	—	女性薬剤師等の復職・就業支援策の検討及び復職・就業支援研修会の開催等に要する経費	定額
医療従事者救急技能向上支援事業	医療機関等の開設者	—	看護師等のBLS（一次救命救急）、ACLS（二次心肺蘇生法）、PALS（小児二次心肺蘇生法）等資格取得に係る研修受講に要する経費（講師を病院に招聘し研修を行う場合は、受講料及び講師謝金等）	1/2以内
病床機能転換に係る看護体制強化事業	医療機関の開設者	1人当たり 800千円	認定看護師教育機関が実施する次の認定看護師養成コースの受講に要する経費 皮膚・排泄ケア、緩和ケア、がん化学療法看護、がん性疼痛看護、感染管理、糖尿病看護、透析看護、摂食・嚥下障害看護、認知症看護、脳卒中リハビリテーション看護、がん放射線療法看護、慢性呼吸器疾患看護、慢性心不全看護	1/2以内
医療従事者勤務環境改善施設設備整備事業	次の医療機関の開設者 ・臨床研修指定病院 ・二次救急指定病院 ・その他機能の認定又は指定を受けた医療機関	—	医療従事者の勤務環境の改善に資する施設（休憩室、仮眠室、更衣室、カンファレンス室等）・設備（直接的に作用し、かつ著しい効果が認められるもの）の整備に要する経費	1/3以内
急性心筋梗塞に対する救急診療体制維持のための医師派遣委託事業	医療機関の開設者	—	指導医師の派遣指導に係る経費	1/2以内
特定行為研修受講支援事業	県内に所在する次の施設の開設者 ・訪問看護ステーション ・在宅医療を担う看護師が所属する医療機関 ・介護保険施設	1人当たり (1)受講料・授業料 689千円 (2)旅費 520千円 (県内の指定研修機関で受講する場合は(1)のみ対象、大学、大学院に在学して複数年にわたり受講する場合は、初年度に支払った(1)のみ対象)	看護師の所属先が負担する特定行為研修の受講に要する経費	1/2以内
	県内に所在する次の施設の開設者 ・訪問看護ステーション ・介護保険施設	1人1月あたり270千円（ただし、1月ごとに第4欄に定める経費の実支出額と比較し、当該実支出額が上記基準額より少ない月があ	看護師の所属先が負担する特定行為研修を受講するにあたり雇用した代替職員の人件費（給与、賃金、手当、法定福利費）	1/2以内

		る場合、その額を当該月の基準額とする。また、1研修につき4月を上限とする)		
実習指導者養成講習会事業	「保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱(平成27年1月6日付け医政発0106第2号厚生労働省医政局長通知)」に基づき講習会を実施する者	1か所当たり 2,493千円	実習指導者養成講習会の開催に要する経費	1/2以内
感染管理認定看護師養成支援事業	県内に所在する次の施設の開設者 ・医療機関 ・訪問看護ステーション ・介護老人保健施設	1人当たり 800千円	認定看護師教育機関が実施する感染管理認定看護師養成コースの受講に要する経費(入学科、受講料・授業料、旅費)	1/2以内
がん医療提供体制人材育成事業	一般社団法人長野県臨床検査技師会 一般社団法人長野県診療放射線技師会	—	がん検診・診療に従事する臨床検査技師・診療放射線技師に対する研修会開催等に要する経費 (謝金、旅費、印刷製本費、会場使用料、機器借り上げ料、通信費等)	1/2以内
長野県DMATインストラクター養成支援事業	DMAT指定病院の開設者	—	長野県DMATがDMATインストラクター資格取得の研修参加に要した旅費	1/2以内
訪問看護研修支援事業	医療機関の開設者 知事が認める団体	—	ICTを活用したケアや適切な判断及び処置を行う等の訪問看護師の看護技術の向上を目的とした研修会開催等に要する経費(謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役員費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料)	1/2以内